

## ○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、平成31年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 317,447 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,286,028 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	230,754			19,377	23,888	187,489
社会福祉事業	30,093				3,401	26,692
障害者福祉事業	21,653				2,447	19,206
老人福祉事業	145,276			19,377	14,227	111,672
児童福祉事業	33,732				3,813	29,919
社会保険	1,764,688	296,265			165,946	1,302,477
介護保険事業	865,160	46,292			92,540	726,328
後期高齢者運営事業	599,280	111,816			55,088	432,376
国民健康保険事業	300,248	138,157			18,318	143,773
保健衛生	1,290,586	99,901	26,900	34,560	127,613	1,001,612
疾病対策予防事業	123,281	4,009		33,323	9,713	76,236
母子保健事業	17,109	1,577		104	1,743	13,685
医療に係る施策	1,150,196	94,315	26,900	1,133	116,157	911,691
合 計	3,286,028	396,166	26,900	53,937	317,447	2,491,578